

鑑 88 号  
平成26年10月9日

会 員 各 位

公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会  
会 長 緒 方 瑞 穂  
( 職 印 省 略 )

## 鑑定評価書等の名称について

先般、平成26年4月24日付「国土鑑第10号」にて当連合会会長宛て通知「不動産鑑定評価等の適正な実施について」（国土交通省土地・建設産業局企画課長）が発出されましたが、鑑定評価監視委員会における審議の結果、このうち特に下記については今後も継続して指摘される可能性がある事項であるため、鑑定評価業務にあたり特に留意されるよう改めて通知いたします。

記

### 1. 国土交通省からの指摘事項

価格等調査ガイドラインの規定を遵守することなく不動産鑑定評価基準に則った鑑定評価書と紛らわしい名称を用いて簡易な報告書を発行している例があった。

### 2. 『価格等調査ガイドライン』の取扱いに関する実務指針が定める事項

#### (1) 書面のタイトル

- ①書面は、「(不動産) 鑑定評価書」との違いを明確にするために、「鑑定」又は「評価」という用語は用いないこと
- ②書面のタイトルは、「調査報告書」「価格調査書」「意見書」等とすること

#### (2) 調査価格等の表題

- ①「鑑定評価額」に類似した名称（「鑑定調査額」、「価格評価額」、「簡易鑑定額」「概算評価額」等）は用いないこと
- ②表題は、「調査価格」、「調査価額」、「意見価格」等とすること

(注) 詳細は、上記実務指針「8 鑑定評価基準に則らない価格等調査を行う場合の成果報告書の対応指針」（公益社団法人 日本不動産鑑定士協会連合会）を参照のこと

以 上